

先進事例 3 市の条文（責務・役割関係抜粋）

【士別市子どもの権利に関する条例】

（大人の責務）

第9条 大人は、子どもが生きるよろこびを感じられるよう、第3条に定める基本的な考え方にに基づき、子どもにとって大切な権利を保障しなければなりません。

2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分を大切にすることや自分以外の人を大切にするゆたかな価値観をもつ人間になることができるよう支援しなければなりません。

（保護者の責務）

第10条 保護者は、子どもの養育や発達について、最も重要な責任をもつべき存在であることを自覚し、子どもにとって最善の利益は何かを考えて、次のことに取り組まなければなりません。

(1) 子どもが心ゆたかに育つため、子どもの年齢や発達に応じた支援や助言をすること。

(2) 子どもと向き合い、子どもの気持ちや考えを受け止め、十分に話し合うこと。

(3) 子どもが家庭で安心して過ごせる環境を整えること。

（育ち学ぶ施設関係者の責務）

第11条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの福祉や教育に携わる人として、次のことに取り組まなければなりません。

(1) 子どもにとって最善の環境や学びとは何かということに常に気を配りながら、子どもの活動の充実を図ること。

(2) 子ども気持ちや考えを受け止め、話し合い、子どもが意思決定に参加できる機会を設けること。

(3) 虐待やいじめの予防と早期発見に努めること。

(4) 子どもの権利を理解し、保障するため、研さんに努めること。

（地域住民の責務）

第12条 地域住民は、子どもとともに生活する地域社会の構成員として地域力を発揮し、次のことに取り組まなければなりません。

(1) 子どもを地域社会の一員として認め、あたたかく見守ること。

(2) 子ども気持ちや考えを大切に、対話の機会をつくること。

(3) 子どもが心ゆたかに育つため、地域の行事や活動に参加する機会を設けること。

(4) 子どもの権利を理解し、保障するために、住民意識の高揚に努めること。

2 事業者は、事業活動の中で、子どもが健やかに育つことができるための支援をするとともに、従業員が子育てしやすいよう職場の環境づくりに配慮すること。

（市の責務）

第13条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民と連携・協力し、子どもに関する施策を実施します。

2 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民が、それぞれの責任を果たすことができるよう必要な支援をします。

【川崎市子どもの権利に関する条例】

(責務)

- 第3条** 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。
- 2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

【武蔵野市子どもの権利条例】

第3章 子どもの権利を保障するための役割

(市の役割)

第6条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を総合的に実施するとともに、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進します。

(市民の役割)

- 第7条** 市民は、子どもが権利の主体であることを認識し、子どもとともに、子どもにやさしいまちをつくることを目指します。
- 2 市民は、子どもがすこやかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、子どもを見守り、支援することに努めます。
- 3 市民は、市が実施する子どもの権利を保障するための施策について可能な範囲で協力します。
- 4 事業者（市民のうち、市内で事業を営む法人その他の団体と個人をいいます。）は、事業活動を行う中で、仕事と子育てを両立できる環境をつくるよう努めます。

(保護者の役割)

第8条 保護者は、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが大切な存在として受け入れられ、愛されて育つことのできる環境を確保し、子どもの権利が保障されるよう努めます。

(育ち学ぶ施設の役割)

第9条 育ち学ぶ施設の関係者は、市、市民および保護者と連携し、子どもの権利を保障するための取組を推進します。

責務（役割）の対象	士別市	川崎市	武蔵野市
市	●	●	●
市民	※大人、地域住民	●	●
保護者	●	—	●
事業者	●	●	●
育ち学ぶ施設の関係者	●	※施設関係者	●

【育ち学ぶ施設の定義】

自治体名	条文の内容
士別市	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)などに定める保育園、児童館、幼稚園、学校、図書館、博物館、公民館など子どもが育ち、学ぶために利用する施設
川崎市	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設
武蔵野市	市内にある、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める学校(以下「学校」といいます。その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)

第 7 条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

第 40 条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)

第 1 条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)

第 5 条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

1～2 略

3 公民館の設置及び管理に関すること。

4 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

5～19 略